

参考 全国広域連合における医療費通知実施状況

広域連合	通知種別			実施回数	備考
	医科・歯科・調剤	柔道整復	はり・きゅう・マッサージ		
北海道	▲	▲	▲	年 2 回	希望者
青森県	○	○	○	年 3 回	
岩手県	○	○	○	年 7 回	
宮城県	○	○	○	年 4 回	
秋田県	▲	○	○	年 12 回	①高額療養費支給対象者 ①とは別に柔道整復、はり・きゅう・マッサージに係る通知を年 4 回
山形県	○	○	／	年 3 回	
福島県	▲	▲	▲	年 1 回	原発避難者を除く
茨城県	▲	▲	▲	年 3 回	資格喪失者及び受取拒否者を除く
栃木県	○	○	／	年 4 回	
群馬県	○	○	○	年 2 回	
埼玉県	▲	▲	▲	年 3 回	住所地特例者を除く
千葉県	○	○	○	年 3 回	
東京都	▲	▲	▲	年 2 回	診療(調剤)報酬等の合計が 3 千点以上又は、療養費 1 円以上の月がある者
神奈川県	▲	▲	▲	年 2 回	通知を希望しない市町村を除く
新潟県	▲	▲	▲	年 12 回	高額療養費支給対象者及び希望者
富山県	○	○	○	年 3 回	
石川県	○	○	○	年 3 回	
福井県	○	○	○	年 3 回	
山梨県	○	○	○	年 3 回	
長野県	▲	▲	▲	年 3 回	高額療養費支給対象者、柔道整復・はり灸・あんま・マッサージのいずれか施術月 10 回以上
岐阜県	○	○	○	年 2 回	
静岡県	▲	▲	▲	年 2 回	通知を希望しない者を除く
愛知県	○	○	○	年 3 回	
三重県	▲	▲	▲	年 1 回	資格喪失者を除く
滋賀県	○	○	○	年 3 回	
京都府	▲	▲	▲	年 12 回	高額療養費支給対象者
大阪府	○	○	○	年 3 回	
兵庫県	○	○	／	年 2 回	
奈良県	○	○	○	年 3 回	
和歌山県	○	○	○	年 3 回	
鳥取県	○	○	○	年 3 回	
島根県	▲	▲	▲	年 2 回	希望者
岡山県	▲	▲	▲	年 2 回	死亡者を除く
広島県	○	○	○	年 3 回	
山口県	○	○	○	年 3 回	
徳島県	○	○	／	年 3 回	
香川県	○	○	○	年 4 回	
愛媛県	○	○	○	年 4 回	
高知県	○	○	○	年 4 回	
福岡県	○	○	○	年 3 回	
佐賀県	○	○	○	年 3 回	
長崎県	○	○	○	年 3 回	
熊本県	▲	▲	▲	年 4 回	死亡者及び通知を希望しない者を除く
大分県	○	○	○	年 3 回	
宮崎県	▲	▲	▲	年 3 回	死亡者及び同一病院に入院を継続していた者並びに通知を希望しない者を除く
鹿児島県	○	○	○	年 3 回	
沖縄県	▲	▲	▲	年 3 回	死亡者を除く
計	○:全実施	30 団体	31 団体	27 団体	
	▲:部分実施	17 団体	16 団体	16 団体	

※通知種別の斜線は、通知を行っていない。

表中の▲は、被保険者全員に通知していない。対象者は備考を参照